

児童養護施設における暴力の実態 : A県管轄下の全施設調査から

著者	多賀 太, 山口 季音, 狩野 博美, 吉田 由似
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	63
ページ	99-124
発行年	2012-03-31
その他のタイトル	Actual Situations of Violence at Child Protect Institutions: An Analysis of Prefecture-wide Survey
URL	http://hdl.handle.net/10112/6480

児童養護施設における暴力の実態

— A 県管轄下の全施設調査から —

多 賀 太・山 口 季 音
狩 野 博 美・吉 田 由 似¹⁾

1. はじめに

児童養護施設は、児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つであり、経済的問題や児童虐待などの事情により、親による養育が困難な2歳から18歳まで（例外として20歳まで延長可能）の児童が入所する施設である。2010年6月現在、全国に579の児童養護施設があり、約3万人の児童がそこで生活している（全国児童養護施設連絡協議会 2010）²⁾。

これまで、児童養護施設（以下では「施設」と略記）に対する世間の認知度はさわめて低く、その実態を部外者が把握することは容易ではなかったが、近年では、施設に関する研究や調査も比較的行われるようになってきた。そうしたなかで特に注目されるようになったのが、施設内暴力の問題である。

施設内暴力が社会問題化したのは1990年代の半ばであるが、それ以来今日までに問題として取り上げられてきたのは、主として職員から児童への暴力である³⁾。児童間での暴力や児童から職員への暴力にも関心が向けられるようになったのは、最近のことである（黒田2009；長瀬 2011：52）。

施設内暴力の問題が職員から児童への暴力を中心に論じられてきたこともあり、これまで、暴力発生の背景として主に指摘されてきたのは、職員の適切な養育観の形成が不十分であるとか、職員が児童養護施設の実情に合わせた訓練を十分に受けていないといった、職員の専門性の欠如の側面

(西澤 2009)であった。施設内暴力の背景にこうした職員側の問題が一定程度存在することは確かだろうが、様々なタイプの施設内暴力のあらゆる原因を職員側の問題に帰することもできないと思われる。

他方で、職員配置基準をはじめとする職員の労働環境の苛酷さが施設内暴力発生誘因となっている可能性も指摘されるようになった。児童福祉施設最低基準第42条では、「児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上」置かなければならないと定めているが、この基準に対して施設側からは、ほぼ住み込みで働くことを前提とした劣悪な基準であるとして改正を求める声もあがっている(全国児童養護施設協議会 2011)。こうした労働環境のもとでは、職員は多量の業務に忙殺されてしまい、児童1人ひとりに注意を向けることができないうえに、疲労やストレスが蓄積してそれが不適切な指導へとつながってしまうとの指摘(津崎2009:120)もある。

さらに、職員による暴力だけでなく、児童間での暴力や児童から職員への暴力も視野に入れるならば、暴力発生の背景として、児童の側の問題を考慮することも必要である。暴力をふるう児童は「衝動的」であったり、職員からみれば些細なことにも攻撃的に反応したりするという指摘(森田2006:34-38)もあるように、暴力発生の原因が主として加害児童の個人的特性に求められる場合も皆無ではないだろうし、いくら高い専門性を有する職員の指導のもとであっても、多様な生活上の背景を持つ児童が複数集まって共同生活を営むならば、児童間のトラブルが生じて不思議ではない。

このように、施設内暴力は、主として「職員側の問題」「児童側の問題」「施設の労働／生活環境における問題」という互いに密接に関連し合う3つの問題群を背景として生じていると考えることができるだろう。したがって、施設内暴力の発生を未然に防ぐためには、まずは現在生じている暴力の実態を明らかにした上で、それらの背景を多角的な視点から解明してい

くことが必要であると思われる。

近年、こうした取り組みは少しずつ増えてきてはいるが、そのほとんどは、たまたま発覚したケースや、ごく一部の児童による回想的な記述または口述の記録を個別に分析したものであり、一定程度のまとまった地域や期間に発生した暴力事件の全体像を把握したものは、これまでにほとんど見られない。施設内暴力問題の解決に向けては、個別の事例を用いた詳細な分析と合わせて、暴力の発生とその背景にかかわる全体的な傾向を把握しておくことも不可欠であろう。

以上の問題意識に基づき、本稿では、A県の管轄下にあるすべての児童養護施設で実施された質問紙調査の結果を分析し、施設内暴力の大まかな全体像を把握することを試みる。以下では、調査の概要を述べた後に、「暴力の発生状況」「加害者と被害者の特性」「暴力の背景と職員の対応」という3つの側面から施設内暴力の傾向を明らかにし、最後にまとめと今後の課題を述べる。

2. 調査の概要

次節以降で提示するのは、A県児童養護施設の連絡協議会が、A県の管轄下にあるすべての児童養護施設（十数施設）に対して2008年10月から2009年9月までの1年間に実施した調査で得られたデータを分析した結果である。児童養護施設は、その生活形態に応じて、大舎制（1舎あたり20人以上の生活）、中舎制（13～19名）、小舎制（12名未満）に区別されている（長谷川 2009：19-20）。本調査の対象施設は、大半が大舎制の施設であり、一部が中舎制や小舎制の施設である。

2009（平成21）年3月現在、A県管轄下にある児童養護施設には、合計で941名の児童が在籍している。その内訳は、表2-1に示す通りである。なお、この表に記載された児童以外に、訓練校および専門学校等に在籍する児童が7名いる。

表 2-1 A 県管轄下の全児童養護施設における在籍児童数内訳
(2009年3月)

在籍期間	男	女	合計
3歳以下	19	26	45
4～6歳	89	79	168
小学生1～3年	113	81	194
小学生4～6年	107	80	187
中学生	102	116	218
高校生	56	66	122
合計	486	448	934

A 県児童養護施設連絡協議会からの提供による

表 2-2 A 県管轄下の全児童養護施設における在籍職員数内訳
(2009年3月)

在籍期間	男	女	合計
5年未満	42	166	208
5年以上10年未満	22	44	66
10年以上15年未満	9	20	29
15年以上20年未満	12	13	25
20年以上	17	24	41
合計	102	267	369

A 県児童養護施設連絡協議会からの提供による

また、2009（平成21）年3月現在、A 県管轄下にある児童養護施設には、合計で369名の職員が在籍している。その内訳は、表2-2に示す通りである。

近年、施設内での暴力問題が顕在化し、暴力問題に対する職員の責任が問われるようになってきたものの、その実態が十分に把握されているとは言い難い。本調査は、そうした問題意識に基づき、施設内暴力の実態の把握を目的として、A 県児童養護施設連絡協議会が企画・実施したものである。筆者らは、同協議会から依頼され、本調査データの分析を行うことに

なった。なお、今回の分析結果の発表については、事前に同協議会の許可を得た。

調査は次の手順で実施された。同協議会が作成した調査票を予め各施設に配布し、各施設で暴力事件が1件発生するたびに、施設職員の自己申告によって1票の調査票に所定の事項を記入して保管してもらい、後日同協議会が調査票を回収した。1年間で回収された有効回収票は全部で711票であった。

調査項目は次の通りである。これらはすべて、自由記述方式で尋ねられている。

- 加害者の性別、年齢、在籍（勤続）年数、被虐待経験の有無と虐待の内容
- 被害者の性別、年齢、在籍（勤続）年数、被虐待経験の有無と虐待の内容
- 対応した職員の性別、年代、勤続年数
- 加害者および被害者の特徴や行動特性（発達障害の様子など）
- 暴力の具体的内容、暴力発生の時間帯と場所
- 暴力発生の前兆や原因、職員による対応の状況、暴力発生後の事態の経過
- その他の特記事項

同種の調査は、2007年に東京都社会福祉協議会児童部会によって実施され、結果の一部が公表されている（黒田 2009）が、この先行研究の調査は、1週間という短期間に身体的暴力のみを対象として行われているのに対して、本調査は、1年間の長期に渡って実施され、身体的暴力以外のあらゆるタイプの暴力が視野に入れられているという特長を有している。ただし、本調査は、児童が回答するのではなく、暴力が発生するたびに職員が自己申告で調査票に記入するという方法で行われているため、児童のみが知り

うような暴力事件を網羅できていない点での限界はある。また、自由記述方式のため、回答者によって回答内容の情報量に差が見られるほか、「どこまでを暴力と見なすか」といった暴力の定義が回答者によって異なっている可能性もある。

調査データの分析に際しては、自由記述による回答すべてをコード化して複数のカテゴリーに分類し、各カテゴリーに数値を割り振って統計処理を行った。カテゴリー設定の作業、および設定されたカテゴリーに各回答を振り分ける作業は、次の手順で行った。まず、3名の分析者がこれらの作業を個別に行い、その後3名の作業結果を比較検討し、合議により決定を行った。3名の間で意見が一致しない場合には、多数決により決定を行った。各質問項目のカテゴリー分けの仕方については、分析結果を提示する次節以降で項目ごとにその都度述べる。

なお、同一人物が複数のケースに関わっている場合があるが、分析はケースを単位として行った。また、加害者または被害者が複数であるケースもわずかにみられたが、ほとんどのケースでは一人の加害者から一人の被害者への暴力として報告されていた。

3. 暴力の発生状況

(1) 暴力の形態

前節で述べたように、東京都社会福祉協議会児童部会によって本調査と類似の調査が行われているが、そこで対象とされている暴力形態は児童間の身体的暴力のみであった(黒田 2009: 112-113)。そこでまず、本調査で把握された暴力の形態ごとの発生頻度を見てみよう。

図3-(1)は、発生した暴力の様子についての自由記述回答を「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「その他の暴力」の4つのカテゴリーに割り振って、それぞれの度数をカウントした結果を示したものである。「その他の暴力」には、「物を投げる」など、被害者が存在しないか特定できないケ

児童養護施設における暴力の実態

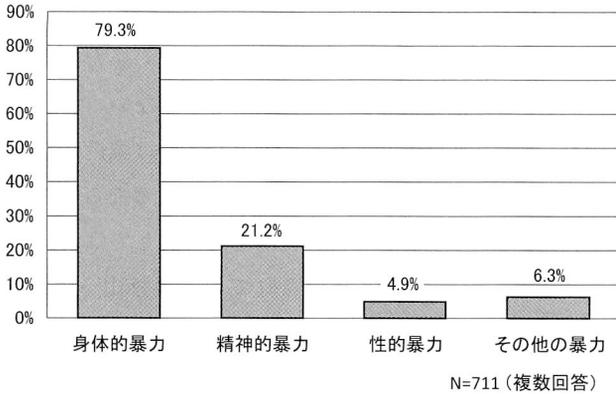


図3-(1) 暴力の種類

ースが含まれている⁴⁾。

最も多かったのは身体的暴力で、全体の8割近く(79.3%)を占めている。その具体的内容は、「頬を引っ掻く」「髪を引っ張る」といったものから、「首を絞める」「腹を思いっきり蹴る」といった被害者に甚大な被害をもたらしかねない深刻なものまで多岐に渡っている。

次に多かったのは精神的暴力であり、全体の2割以上(21.2%)を占めている。ここには主として、暴言や脅しなどが含まれている。「暴言」の内容としては、「死ぬ」「殺す」が最も多く、「きもい」「うざい」などがそれらに続いている。

性的暴力も一定程度見られた(4.9%)。性的暴力の内容として多く見られたのが「性器をさわる」「キスをする(させる)」である。なお、性的暴力については特定の男子児童によるものが全35件中16件を占めており、この児童のケースを除外した場合、全暴力発生件数に占める性的暴力の発生件数の割合は2.7%となる。

本調査で把握された暴力のケースは、職員の自己申告によるものであることから、これらの結果を解釈する上では次の点に注意する必要があるだ

ろう。まず、各タイプの暴力の中で、身体的暴力がこれほどまでに高い割合を占めているという結果は、身体的暴力がその他の暴力に比べて職員が目につきやすいことの部分的な反映であるかもしれない。また、精神的暴力については、何を「暴言」や「脅し」とみなすかは職員によって差があるだろうから、「暴言」や「脅し」をより広くとらえるならば、その件数はもっと増えるかもしれない。さらに、性的暴力に関しては、異性間よりも男子間でより多く生じていると指摘されている（杉山・海野 2009；鏡塚 2010）にもかかわらず、本調査では異性間での件数に比べて男子間での件数が圧倒的に少ない⁵⁾ことから、男子間で生じたケースが異性間のものに比べてより見過ごされている可能性も否定できない。

しかし、こうした限界はあるにせよ、一つの県の管轄下にあるすべての施設を対象として、身体的暴力のみならず精神的暴力や性的暴力も含めた暴力事件の全体的傾向を把握できたという点では、本調査はこれまでにない特長を備えているといえるだろう。

(2) 被害者の怪我の有無

では、これらの暴力によって被害者はどの程度の被害を受けているのだろうか。図3-(2)は、暴力による被害者の怪我の有無についての自由記述回答を「被害者に怪我があった」「被害者に怪我はなかった」という2つのカテゴリーに割り振ってそれぞれの割合を示したものである。

これを見ると、「被害者に怪我はなかった」が8割近く（79.6%）を占めており、報告された多くの暴力が被害者に怪我をさせるほどのものではなかったことがわかる。ただし、精神的暴力や性的暴力においては、被害者は、たとえ身体的な怪我をしなくてもより深刻な心的外傷を負っている可能性もあることには注意が必要であろう。また、2割以上のケース（20.4%）で「被害者に怪我があった」と報告されている点からは、施設内暴力の深刻さがうかがえる。被害者の怪我の多くは、「体の一部の腫れ」「打撲」「鼻血」「ひっかき傷」などである。しかし、病院で治療を行ったケースも



図3-(2) 被害者の怪我の有無

5件見られ、具体的な怪我の様子（被害者の属性）は、「目の周りの打撲・目の中の血管が切れて血がにじむ」（女性職員）、「額を4針縫う怪我」（男子児童）、「目の周りの打撲」（男子児童）、「右腕・右足の出血と右手人差し指の骨折」（男子児童）、「右目付近の内出血」（女性職員）と報告されている。

(3) 暴力の発生時間帯

これまで、施設における児童間の深刻な暴力は、職員の目が届きにくい日没後や就寝時間に寝室や浴室などで多く見られると指摘されてきた（長瀬 2011：51-54）。しかし、施設における暴力事件がどのような時間帯にどのような場所でどの程度発生しているのかといった全体的傾向についてはほとんど明らかにされていない。

そこで、まずは暴力の発生時間帯の分布について見てみよう。図3-(3)は、暴力の発生時間帯に関する自由記述回答を「午前中」「昼頃」「午後」「夕方」「入浴中・入浴前後」「夜」「就寝前・就寝中」「その他」という8つのカテゴリーに割り振って、各度数をカウントした結果を示したものである。

これらのカテゴリー同士は、例えば「夜」と「就寝前・就寝中」のように、必ずしも排他的な関係ではないが、厳密に時間帯で区切るよりも施設

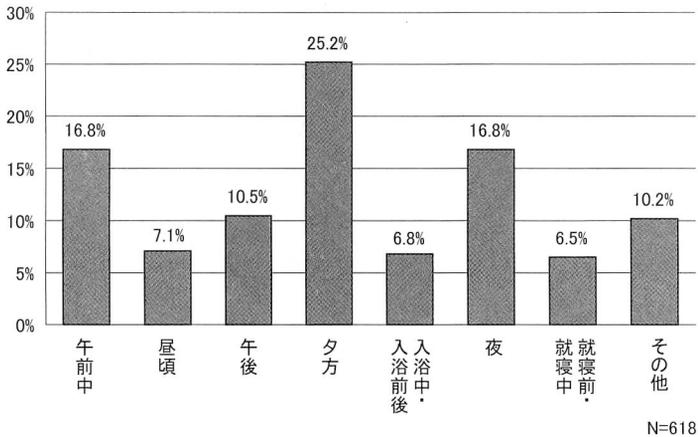


図3-(3) 暴力の発生時間帯

における生活パターンに基づく時間帯として把握する方が意味があると判断し、このような区分とした。なお、「その他」には「自由時間」や「学習時間」のように時間帯を確定することが難しい回答を割り振っている。

最も暴力の発生率が高い時間帯は「夕方」であり、全暴力件数のうちの約4分の1（25.2%）がこの時間帯に発生している。それに続いて発生率が高いのが「午前中」と「夜」であり、ともに16.8%となっている。職員の目が届きにくいといわれる「入浴中・入浴前後」や「就寝前・就寝中」に発生した暴力も、両方を合わせて1割を超えるほど報告されている。全体的に午前よりも午後、特に夕方以降に暴力が発生する割合が高くなっている。

夕方以降に暴力発生が多い傾向がみられるのは、児童が平日の午前中から午後にかけて学校へ登校していることを考慮すれば当然といえるが、そう考えると「午前中」の16.8%という数値はむしろかなり高いように思われる。こうした結果からは、職員が朝から晩まで暴力の発生に気をつけていなければならないという現状がうかがえる。

また、担当職員の配置が手薄になる夜間に発生した暴力への対応には困

難を伴うことが多いようである。あるケースでは、夜間に児童による暴力が発生したが、対応できるのが女性職員1人だけであったため、1人では加害児童の暴力を止められず、その職員が被害児童をかばい続けたと報告されている。

(4) 暴力の発生場所

次に、暴力の発生場所の分布について見てみよう。図3-(4)は、暴力の発生場所についての自由記述回答を「居室」「共同空間」「浴室」「施設内の屋外」「施設外」「その他」という6つのカテゴリーに割り振って各度数をカウントした結果を示したものである。「その他」には、職員室や面会室などを割り振っている。

最も暴力の発生率が高い場所は「共同空間」であり、全暴力件数の半数近く(46.8%)を占めている。具体的には、この「共同空間」での暴力には、リビングや学習室、廊下や玄関などで発生した暴力が含まれている。

次に暴力の発生率が高いのが「居室」(34.7%)である。大規模施設では、児童の居室は個室ではなく相部屋であることが多く、その点では居室

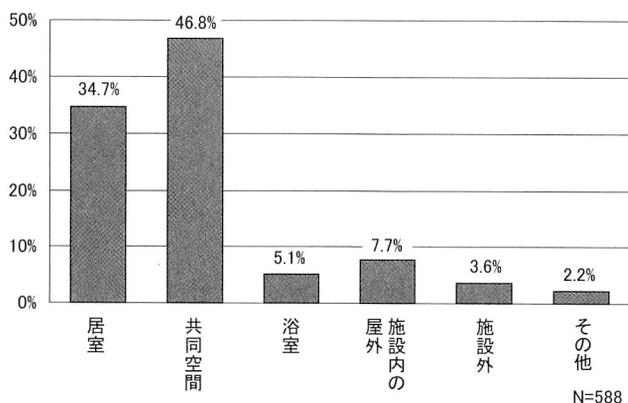


図3-(4) 暴力の発生場所

もある種の「共同空間」であるともいえる。

このように「共同空間」と「居室」の2つのカテゴリーで全体の約8割を占めており、これらの空間で発生した暴力が多く報告されているという結果は、一方で「浴室」「屋外」「施設外」といった場所での暴力が職員の死角となり把握しにくいことを反映していると思われるが、他方で職員が身近にいて注意を払っているにも関わらず暴力が容易に発生してしまうことも示している。いずれにせよ、多くの児童が顔を合わせる「共同空間」や、各児童が最も長時間を過ごす「居室」といった、児童の主要な生活空間で暴力が高い頻度で発生していることがわかる。こうした結果からは、施設内のあらゆる場所であらゆる時間に発生する暴力の問題に対応しなければならない職員の負担は相当なものであろうことがうかがえる。

4. 加害者と被害者の特性

(1) 加害／被害の属性別パターン

これまで、施設内暴力といえば、施設内虐待、すなわち職員から児童への暴力が問題とされることが多かった。しかし黒田（2009：110-111）は、実際の現場では児童間や児童から職員への暴力の方が多いと指摘している。この傾向自体が調査によって明らかにされているわけではないが、職員に対する回顧式の質問紙調査で、1年以内に児童から暴力を受けたと答えた職員が全体の4割近くにものぼっているという結果が見られる（同：113-114）ことから、職員が児童から暴力を受ける機会が少なくないことがうかがえる。施設内暴力においては、どのような立場の者からどのような立場の者への暴力が多い傾向にあるのだろうか。

図4-(1)は、加害者および被害者の属性を「職員」「児童」「その他」の3つのカテゴリーに割り振った上で、本調査で把握された各暴力事件の加害／被害の属性別パターンの分布をみたものである。「その他」（6.8%）には、児童の保護者からの職員に対する暴言や、実習生が児童から受けた暴

児童養護施設における暴力の実態

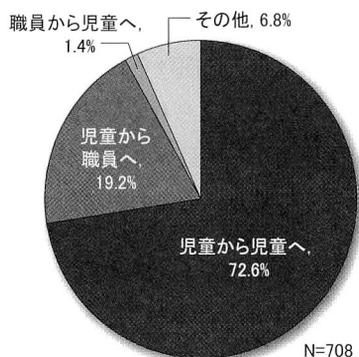


図 4-(1) 加害/被害の属性別パターン

力などが含まれている。なお、本節における分析では、属性の異なる加害者または被害者が複数いるケースは除外している。

「児童から児童へ」が7割以上（72.6%）を占め、「児童から職員へ」が2割弱（19.2%）、「職員から児童へ」はわずか1.4%である。こうした傾向は、黒田の指摘を支持するものである。

本調査は、職員による申告に基づいて暴力事件を把握しているため、職員による加害の割合が非常に低いという結果については慎重に解釈する必要があるだろう。それでも、ここで注目したいのは、「児童から職員へ」の暴力が全体の2割弱と、決して少なくないことである。黒田（2009：116）は、児童から職員への暴力の三大起因として、「八つ当たり」「施設のルールに対する不満」「トラブルの介入時」をあげている。次節で述べるように、本調査でも、職員への暴力の背景として、職員が児童の態度や行動を注意したことに対する反発や、施設内での生活の不安・不満や苛立ちを報告しているケースが見られた。

これまで、児童養護施設の現場には、厳しい労働環境のもとでも子どもへの愛情があれば仕事を続けられるという風潮（伊藤 2007：123）があり、職員は、暴力的な行動を取る児童の行動を受け止め、そうした行動への理

解を深めることが必要だとされてきた（森田 2006：36；永井 2007）。こうした風潮のもとでは、職員は自らに向けられた児童の攻撃的なふるまいを「暴力」として解釈しにくいとも考えられる。それでも、職員が申告した全暴力事件のうちの2割を児童から職員への暴力が占めているという本調査の結果は、それだけ児童から職員への暴力が深刻であることを示唆しているといえるだろう。

(2) 加害／被害の性別パターン

児童間の暴力については、これまで、男子の暴力、年上から年下への暴力が多いといわれてきた（Goodman 訳書 2006：198；黒田 2009：112-113）。これらの点について、本調査の結果からはどのような傾向が見られるだろうか。

まず、児童の性別による暴力の発生頻度の違いから見てみよう。図4-(2)は、児童間の暴力事件における加害／被害の性別パターンの分布を示したものである。

最も多いのは「男性から男性へ」であり、約半数（53.0%）を占めている。次に、「女性から女性へ」（20.0%）と「男性から女性へ」（19.3%）が

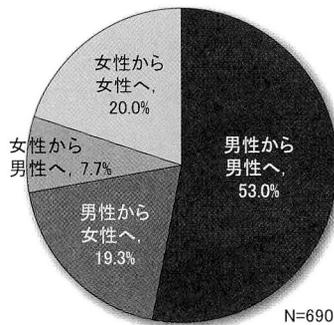


図4-(2) 加害／被害の性別パターン

ともに2割程度であり、「女性から男性へ」は1割以下（7.7%）である。

加害者が男性か女性かという観点から見れば、加害者が男性である割合は7割以上であり、女性の加害者の割合（3割以下）と比較すると2倍以上の割合となっている。前節で見たように、加害者のほとんどは職員ではなく児童であったことを合わせて考えれば、施設内暴力の大半は男児による暴力であることになり、この結果は先行研究の指摘に合致するものである。

ただし、こうした結果を解釈する際には、男子による暴力の方が女子による暴力よりも目につきやすいという点に留意する必要があるだろう。例えば学校では、男子間でのいじめは、身体的な暴力やあからさまな悪口など、人の目につきやすい直接的な攻撃をともなう傾向が強い（Askew & Ross 訳書1999）のに対して、女子間でのいじめは、身体や言葉を使った手段よりも、無視したり嫌悪を示すしぐさや表情を見せたりという第三者からは攻撃とわからないような形態をとることが多いために見えにくい（Simmons 訳書2003）とされてきた。したがって、男子による暴力に比べて女子による暴力がこれだけ少ないという本調査の結果は、少なくとも部分的には、男子の暴力が目につきやすいこと、女子の暴力が目につきにくいことの反映であるとも考えられる。

また、これらのケースを、同性間で生じた暴力か異性間で生じた暴力かという観点で分けてみると、同性間での暴力の割合が7割以上を占めていることになる。児童養護施設では男女で部屋が分かれているという物理的条件が、少なくとも部分的にはこうした傾向を高めていると考えられる。

(3) 加害者—被害者の年齢差

次に、加害児童と被害児童の年齢上の関係について見てみよう。これまで、施設における児童間暴力の典型的なパターンの1つとされてきたのが、年上の児童から年下の児童への暴力である。先行研究においては、児童間での年齢や施設での在籍年数に基づく上下関係は、児童間暴力を生じさせる主要な背景の1つであるとされており、とりわけ夜間、あるいは寝室や

浴室といった、職員が暴力を把握することが難しい時間帯や場所で年上の児童から年下の児童への継続的な暴力が生じている様子が、施設で暮らす児童の語りに基づいて報告されている（『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会 2003：100；全国社会福祉協議会 2009：133-135；長瀬 2011：51-54）。

ただし、これらの先行研究が依拠しているのは児童の語りであるため、そこで言及されているケースの多くは、児童のみが知りうる、職員が把握していないケースである。職員が把握している暴力事件においても同様に、年上から年下へというパターンが多いという指摘（黒田 2009：113）はあるが、それは加害児童と被害児童の年齢の分布から読み取られたものであり、個別のケースにおける加害者と被害者の年齢の違いに基づいた指摘ではない。そこで、ここでは本調査で把握された各暴力事件において加害児童と被害児童の年齢差がどのようになっているのかを調べてみた。

図4-(3)は、児童間での全暴力事件のそれぞれについて、加害者の年齢から被害者の年齢を引いた数値の分布を示したものである。

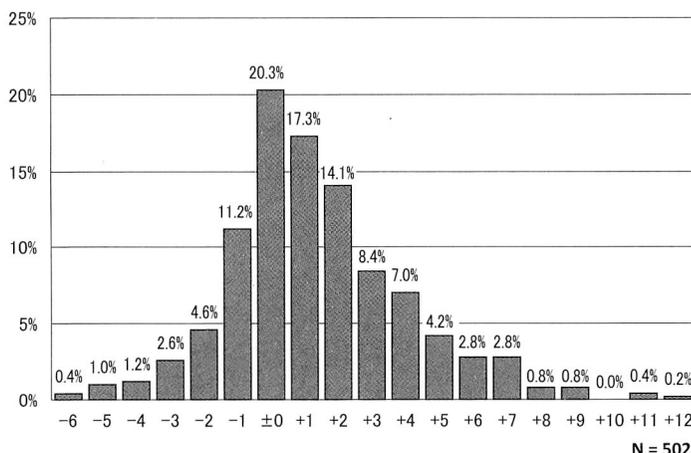


図4-(3) 加害者年齢と被害者年齢の差（児童のみ）

まず、最も頻度が高いのは「同年齢」間で生じているパターンであり、全体の2割以上(20.3%)を占めている。また、年齢が異なっても、比較的近い年齢の児童間で暴力が発生する傾向が強いこともうかがえる。

同年齢間や近い年齢間での暴力発生頻度が高かったのは、比較的近い年齢間の方が一緒に遊んだり同じ時間帯に勉強したりするなどで行動をともにする機会が多いため、それだけ暴力を誘発する機会も多くなるからではないかと考えられる。

また、「年上から年下」「同年齢」「年下から年上」の3パターンで比較すると、最も割合が高かったのは、「年上から年下」へのパターンであり、他の2パターンの割合が2割程度であるのに対して、「年上から年下」へのパターンはその約3倍の6割弱(58.8%)を占めている。このように、これまで指摘されてきた通り、職員が目が届く範囲で起きている暴力においても、年上の児童から年下の児童への暴力の割合が高いということが、本調査データによって実証された。

5. 暴力の背景と職員の対応

(1) 暴力の背景

これまで、施設における児童間暴力について論じられる際には、児童間で生じている暴力を職員が把握することが困難であるという側面に焦点が当てられることが多かった。その一方で、職員が把握している暴力について、職員が暴力の背景をどのように理解し、そうした暴力にどのように対処しているのかについてはそれほど明らかにされてこなかった。たとえば、児童による暴力の背景について論じている黒田(2009)においても、児童から職員への暴力の背景には言及されているが、児童間の暴力の背景についての記述は見られない。

そこで、本調査の結果から、施設の職員たちが暴力発生の背景をどうとらえているかを見てみることにしよう。図5-(1)は、暴力の背景に関する

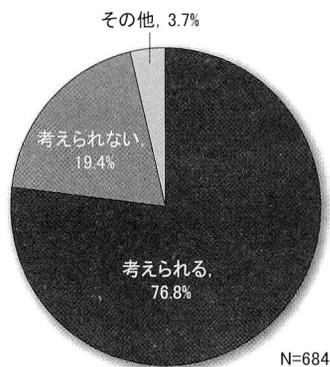


図5-(1) 被害者の行為が暴力の誘因になったと考えられるか

自由記述回答を、被害者の行為が暴力の誘因になったと考えられるかどうかという観点からカテゴリー分けし、各度数をカウントした結果を示したものである。

被害者の行為が暴力の誘因になったと考えられるという回答が8割近く(76.8%)を占めており、職員が、施設内暴力の多くを、被害者のなんらかの行為に対する加害者からの反応ととらえていることがわかる。

このことは、必ずしも被害者に非があることを意味しない。これらのなかには、職員や他の児童から生活態度や施設のルールについての注意を受け、その反応として暴力をふるったケースなども多く含まれている。一例を挙げると、「学習時間になってもテレビを見ていた中学1年女子に職員が注意をしたところ、逆上して職員に物を投げつけたり職員を蹴ったりしてきた」などというケースである。

他方で、被害者の態度の悪さがきっかけとなっているように思えるケースもある。例えば、「小学2年男児が、小学5年男児に対して、遊びの邪魔をするのをやめてと言ったのに、5年男児が邪魔をし続けたため、2年男児が腹を立てて5年男児の首を絞めた」というようなケースである。

これらのケースからは、児童間暴力の発生を防止するためには、ある児

童のみに注意を向けていけばよいのではなく、複数の児童同士のコミュニケーションに常に気を配っていけなければならないことと、それゆえに、暴力の発生を未然に防ごうと思えば職員の負担はかなり大きいことがうかがえる。

一方、被害者の行為が暴力の誘因になったとは「考えられない」という回答は2割弱（19.4%）であったが、ここには、暴力に至った理由が不明と記述されているケースや、加害者の性格や過去の体験が原因として記述されているケースが含まれている。例えば、「特に理由はないがやってしまう」「本人の性格」「本人の性被害体験」といった回答である。暴力をふるう児童は「衝動的」であったり、職員からみれば些細なことにも攻撃的に反応したりするといった先行研究の指摘（森田 2006：34-38）を支持するかのごとく、職員たちは、これらのケースを、加害児童と被害児童の関係性というよりも、加害児童の個人的特性によって暴力が引き起こされたケースであると見なしている。ちなみに、本調査における全暴力事件のうち17.2%のケースにおいて、加害者が何らかの発達障害をかかえている、もしくはその疑いがあるとの報告がなされていた。

わずかに全体の3.7%を占める「その他」には、被害者以外の何らかの事柄に対する不満や、受験のストレスなどが原因として記述されていたケースが含まれている。例えば、「中学3年男児が、次年度からの生活に対する不安から窓ガラスを割った」「中学3年男児が、学習のことと前日に起こったことのイライラが重なり、高校2年男児を突き飛ばした」といったケースである。

(2) 暴力に対する職員の対応

では、そうして発生した暴力事件に対して、職員はどのような対応をしているのだろうか。図5-(2)は、暴力への対応の仕方に関する自由回答記述を、「その場で加害者を制止・注意」「時間をおいて加害者を注意」「加害者に振り返りを促す」「当初対応職員以外の職員も指導に関与」「その他の

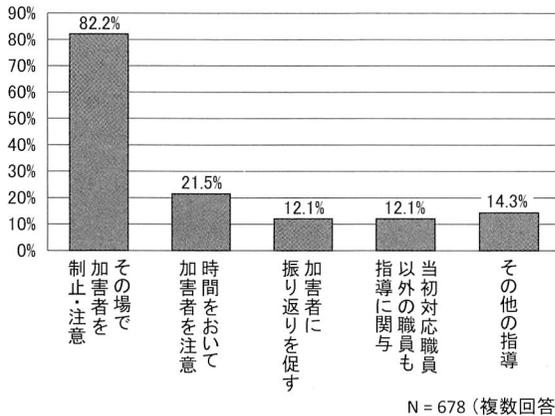


図 5-(2) 職員による事後対応の仕方

指導」という 5 つのカテゴリーに振り分けて、複数回答方式でそれぞれの分布を示したものである。「その他の指導」とは、当事者間での話し合いを促したり保護者に連絡するという対応を取ったりしたケースである。

職員による対応で最も割合が高いのは「その場で加害者を制止・注意」で、全体の 8 割以上 (82.2%) を占めている。このカテゴリーに振り分けられなかったケースのほとんどが、暴力の発生からある程度の時間が経過した後に発覚したケースや、加害者が興奮して声をかけられる状況ではなかったケースであることから、実際には、職員が暴力を発見すれば、ほとんどの場合は注意や制止を行っていると考えてよいだろう。

次に割合が高いのが「時間を おいて加害者を注意」(21.5%) であり、全暴力件数の 2 割以上を占めている。これは主に、加害者に注意をしたり加害者を制止しようとしたものの、加害者が興奮状態であったため、一旦落ち着かせるために少し時間をおき、話が聞ける状態であると判断してから再び注意したようなケースである。

また、「当初対応職員以外の職員も指導に関与」が 1 割以上 (12.1%) を占めているように、1 人の職員では加害児童の暴力を止めることができず、

複数の職員が止めに入ってようやく加害者の暴力を制止し、事態を取捨することができた、というケースも少なからず発生している。

(3) 事後の加害者の様子

次に、職員による対応後の加害者の様子について見てみよう。図5-(3)は、事後の加害者の様子についての自由記述回答を「落ち着く」「落ち着かず」「その他」という3つのカテゴリーに振り分けて各分布を示したものである。「その他」には、事後の加害者の様子がはっきりしないケースなどが割り振られている。

「落ち着く」が73.7%と全体の4分の1弱を占めているように、加害児童の大半は職員の対応によってすぐに落ち着きを取り戻していることがわかる。例えば、「小学2年男児が小学6年女児を思いっきり蹴ったが、職員の注意によって男児が謝り解決した」「小学2年男児と小学5年男児が取っ組み合いの喧嘩をしていたが、職員の介入により、双方が謝って解決した」といったケースである。こうした調査結果からは、暴力を沈静化させるうえで職員の介入に一定の効果があることが読み取れる。

しかし、「落ち着かず」が19.3%と2割近くを占めているように、一定

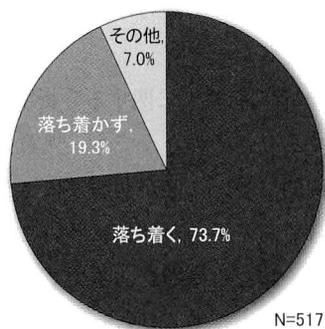


図5-(3) 事後の加害者の様子（児童のみ）

程度のケースで、加害者の児童が終始興奮した様子であったり、最終的に落ち着いたとしても落ち着くまでにかなり時間がかかったりしていることもうかがえる。なかには、「指導によって落ち着かない児童は、反省があまりみられず、後日同じこと繰り返してしまう」という趣旨の記述も散見された。これらのことから、職員の介入によって突発的な暴力を沈静化できても、継続的に暴力をふるう児童の暴力を抑制することは容易ではないこともうかがえる。

6. おわりに

本稿では、児童養護施設で発生している暴力の全体的な傾向を明らかにすることを目的として、質問紙調査の結果に基づき、「暴力の発生状況」「加害者と被害者の特性」「暴力の背景と職員の対応」の3点に焦点を絞って施設内暴力の実態を分析してきた。その要点は、次のようにまとめられる。

第1に、「暴力の発生状況」に関する分析では、施設内暴力は夕方以降の夜の時間帯に共同の空間で発生する傾向が強く、そのほとんどで身体的暴力を伴っていることがわかった。ほとんどの身体的暴力は、被害者が外傷を負うほどの暴力ではなかったが、一部には深刻な身体的外傷を負ったケースも見られた。また、従来の量的調査ではほとんど調べられていなかった精神的暴力や性的暴力が、身体的暴力ほどでないにせよ、一定程度発生していることも明らかにされた。

第2に、「加害者と被害者の特性」に関する分析では、施設内暴力のほとんどは児童による暴力であり、そのなかでも、児童から職員への暴力よりも、児童間の暴力が圧倒的に多いことが明らかにされた。また、施設内暴力は、男子児童が加害者である場合が非常に多いこと、年齢の近い同性の児童間、特に男子間でよく起こる傾向にあること、そして全体的には年上の児童から年下の児童への暴力が多く見られることも確認された。

第3に、「暴力の背景と職員の対応」に関する分析では、職員が、施設で

発生した暴力の多くを、被害者の何らかの行為に対する加害者からの反応ととらえていることが明らかにされた。また、多くのケースで、発生した暴力に対して職員はすぐに対応を行っており、しかも、職員の介入が暴力の沈静化に一定の効果を持つこともわかった。

最後に、本調査の分析結果をふまえ、施設内暴力に関する研究上ならびに実践上の課題として、次の3点を提起したい。

第1に、児童の暴力に対する職員の対処にともなう困難さについてのより多角的な理解の必要性である。暴力の発生時間帯・場所や、暴力の背景に関して明らかにされた傾向からは、職員は、常に児童間で暴力が発生する可能性を考慮しながら業務にあたっており、時には1人だけで児童の暴力に向き合わなければならない場面にも遭遇していることがうかがえる。また、施設内虐待の文脈において典型的なように、職員と児童の関係は、往々にして「強者」と「弱者」の関係でとらえられがちである。しかし、児童から職員への暴力も決して少なくないことからもうかがえるように、両者は、常に職員が「強者」で児童が「弱者」であるといった固定的な関係にあるわけではない。施設内暴力の解決を目指すうえで、こうした職員の抱える困難についても考慮に入れつつ、児童福祉施設最低基準における最低職員配置数の増加を含めた、職員の労働環境の改善が不可欠であるといえるだろう。

第2に、施設内で暴力が発生していること、ならびにそれに対する職員の対応についての冷静な評価である。今回の調査分析に際して、児童養護施設の職員からは、学校における「いじめ」発生への反応にも似て、児童養護施設内で暴力が発生したという事実を聞いただけで施設や職員が非難されることもあり、暴力の発生に関して職員は非常にナーバスにならざるを得ないとの話を聞いた。しかし、本調査からうかがえたのは、様々な生活背景をかかえた大人数の子どもたちが毎日の生活をともにする集団内で発生する暴力を完全に抑制することは非常に困難だと思われること、そして、そうしたなかでも、報告されたケースの多くにおいて、職員の対応が

暴力の沈静化に一定の寄与をしていたことである。施設内で暴力が発生しないのが理想であることは言うまでもないが、そうであっても、施設内暴力を「あってはならないこと」ととらえて暴力の発生を非難するだけでは解決に結びつかないだろう。まずは、そうした暴力は「普通に起こりうること」ととらえたうえで、それらをより有効に抑制するためのノウハウや条件を明らかにしていくことがさらに求められるだろう。

第3に、性的暴力をとらえる視点の分節化である。児童養護施設内での性的暴力については、異性間の暴力よりも同性間（男子間）の暴力の方が多いと指摘されながらも、これまでは、妊娠などの問題が懸念される異性間の性的暴力が深刻な問題としてとらえられてきたのに対し、同性間での性的暴力は「やってはいけない遊び」という程度の文脈でとらえられることが多かったという（杉山・海野 2009：173；鎧塚 2010）。本調査でも、男女間の性的暴力に比べて男子間の性的暴力の報告は少なかったが、こうした傾向は、少なくとも部分的には、男子間の性的暴力がより見逃されやすいことに起因しているとも考えられる。児童養護施設に限らず、現在の社会では男性が受ける性的暴力は可視化されにくい（グループ・ウィズネス編 2005）という現状をふまえるならば、施設内暴力に関する議論においても、「男性は性的暴力の被害者になることはない」などというジェンダー・バイアスにはとられない視点の重要性がもっと強調されてよいと思われる。

注

1) 本稿は、執筆者4名の共同研究の成果に基づくものである。執筆に際しては、4名が共同で文献レビューと調査データ分析を行い、その結果をふまえて、第1節と第2節を多賀が、第3節を吉田が、第4節と第6節を山口が、第5節を狩野が分担して執筆し、最後に多賀が全体の調整を行った。なお、執筆者の1人である山口は、2010年4月から2011年10月現在まで、A県のある児童養護施設でボランティアをしながらフィールドワークを続けている。本稿では、フィールドワークによって得られた知見には直接的言及していないが、本稿における調査結果の解釈は、そうした

- フィールドワークの成果によっても支えられている。
- 2) 近年、児童虐待による入所が増加しているといわれており、厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査」によれば、2008年現在で入所児童の半数以上(53.4%)が被虐待経験を有している。また、施設で暮らした児童が退所後に不安定な生活に陥ってしまうという問題も指摘されており、施設への入所時や入所中だけでなく、退所後の問題までを視野に入れた援助の必要性が指摘されている(西田編 2011; 山縣・林編 2010: 5)。
 - 3) 最初に職員から児童への虐待が社会問題となったのは、1995年に福岡の養護施設で発生した職員による児童への体罰問題であるとされている。田中(2004: 46-51)では、この職員による体罰事件が長期化した背景が分析されている。
 - 4) グラフを読む際の注意事項は次の通りである。グラフの下にある「N = ○○○」と記された数値は、無回答および非該当を除いた有効回答数であり、各回答のパーセンテージは、有効回答数に占める各回答の割合である。また、「N = ○○○」の後に「複数回答」とある場合は、1件の暴力事件につき2つ以上の回答が行われているケースがあるため、各回答のパーセンテージの合計が100%を超える場合がある。次項以降のグラフについても同様である。
 - 5) 1人で16件の性的暴力事件を起こしている特定の男子を除いた19件の性的暴力事件の内訳は、男子児童から女子児童または女子職員への加害が12件で、男子児童から男女複数の児童へが1件、男子児童から男子児童へが3件、女子児童から男子児童へが2件、女子児童から女子児童へが1件であった。

参考文献

- Askew, S. and Ross, C., 1997, 『男の子は泣かない——学校でつくられる男らしさとジェンダー差別解消プログラム』堀内かおる訳、金子書房
- Goodman, R., 2006, 『日本の児童養護——児童養護学への招待』津崎哲雄訳、明石書店
- 長谷川真人編著、2009, 『地域小規模児童養護施設の現状と課題』福村出版
- 長谷川真人・堀場純矢、2007, 『児童養護施設の援助実践』三学出版
- 伊藤嘉余子、2007, 『児童養護施設におけるレジデンシャルワーク——施設職員の職場環境とストレス』明石書店
- グループ・ウィズネス編、2005, 『性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』明石書店
- 黒田邦夫、2009, 「児童養護施設に何が起きているのか——被虐待児の増加と求められる職員増」浅井春夫・金澤誠一編『福祉・保育現場の貧困——人間の安全保障を求めて』明石書店、pp. 106-119
- 『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編、2003, 『子どもが語る施設の暮らし2』

明石書店

- 森田嘉治、2006、『児童養護施設と被虐待児——施設内心理療法家からの提言』創元社
- 永井亮、2007、「人権回復の場としての児童養護施設の課題——施設を子どもたちの人権回復の場員として定着させるために」『ルーテル学院研究紀要』No. 41, pp. 67-80
- 長瀬正子、2011、「児童養護施設での生活」西田芳正編『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』解放出版社、pp. 40-71
- 西澤哲、2009、「社会的養護における不適切な養育——いわゆる『施設内虐待』の全体像の把握の試み」『子どもの虐待とネグレクト』第11巻第2号、pp. 145-153
- 西田芳正編、2011、『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』解放出版社
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会、2009、『子どもの育みの本質と実践——社会養護を必要とする児童の発達・養育過程におけるケアと自立支援の拡充のための調査研究事業調査研究報告書』
- Simmons, R., 2003、『女の子どうして、ややこしい!』鈴木淑美訳、草思社
- 杉山登志郎・海野千畝子、2009、「児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』第11巻第2号、pp. 172-181
- 田中理絵、2004、『家族崩壊と子どものスティグマ——家族崩壊後の子どもの社会化研究』九州大学出版会
- 津崎哲雄、2009、『この国の子どもたち——要保護児童社会的養護の日本の構築 大人の既得権益と子どもの福祉』日本加除出版
- 山縣文治・林浩康編、2010、『よくわかる養護原理第4版』ミネルヴァ書房
- 鎧塚理恵、2010、「児童養護施設における性教育——生活支援の中から、子ども間の施設内性的事故（性加害被害）を考える」全国児童養護施設協議会『季刊児童養護』第41巻2号、pp. 33-36
- 全国児童養護施設協議会、2010、「もっと、もっと知ってほしい児童養護施設（改訂版）」
<http://www.zenyokyo.gr.jp/motto.pdf>（最終確認日 2011年10月31日）
- 全国児童養護施設協議会、2011、『全養協通信』No.226

追記

われわれに貴重なデータを分析する機会を与えてくださり、その成果の発表をご承諾くださったA県児童養護施設連絡協議会に心よりお礼申し上げます。